

第 17 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第17回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和4年9月21日(水)午後1時25分～午後2時10分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1

3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員14名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
11 : 近田 武司	12 : 前田 薫
13 : 藤川 良昭	14 : 永井 達郎
15 : 土井 賢一	16 : 増田 種正
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
19 : 藤原 廣典	20 : 中井 義則
21 : 森本 謙介	22 : 前田 明弘

4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員1名)

23 : 横山 和行

5 議事に関係した事務局職員

事務局長 多鹿 博昭

事務局 高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について

議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第84号 転用制限外農地の届出に対する受理について

議案第85号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第4条第1項第8号及び同法施行令第3条第1項の規定による届出の受理

報告3 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理

- 報告 4 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 5 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 6 構造改善計画届出の受理

## 【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
- 寒さ暑さも彼岸までとありますが、小学生たちも夏服から秋・冬服で通学するように見受けられる季節となってまいりました。
- 台風一過ではありますが、不順な天候が続いており、体調管理には気を付けていただきたいと思います。
- さて、本日第 17 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
- また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いたします。
- さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、4 条及び 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。
- そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
- 委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第 17 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
- 23 番 横山和行委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。
- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
- このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 7 番 政井委員、1 番 住本委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第81号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第81号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年9月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページの3件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第81号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 中谷町○○○○ ○○○○、譲渡人 日吉町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 天神町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、天神町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、天神町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、天神町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計4筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人は、○○○○(会社名)の社長です。また、譲渡人の○○○○さんは、高齢になられることもあり、田んぼがこれ以上できないとのことで、当該農地を譲り渡すことになったとのことです。なお、本年4月に、今回申請のあった農地に隣接する農地2筆(天神町○○○○ ○○○○、天神町○○○○ ○○○○)についても両者間で所有権移転をされておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番、○○です。今回申請のありました農地に隣接する農地について4月に所有権移転が行われたとのことですが、なぜ、その時に今回申請のあった農地についてもあわせて売買に至らなかったのはなぜでしょうか？

○事務局 4月当初は、譲受人から購入を希望する農地について、2筆（天神町○○○○ ○○○○、天神町○○○○ ○○○○）のみと思って購入したところ、実際は、今回、購入することになった4筆も含まれていることがわかり、申請することになったものと聞いております。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか？  
（発言なし）

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町○○○○ ○○○○、譲渡人 万勝寺町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人は、牧場を経営しておられましたが、昨年、交通事故に遭われ、片足をなくされ、酪農、農業ができないとのことで、譲受人に売買について声をかけられました。譲受人には、当該農地が自宅への進入道路に隣接していることもあり、購入したいとの希望があり、話が成立したものです。なお、譲受人には自分の所持している農地では、牛のえさを栽培している

のみで水稻はされていないとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをご覧ください。

申請人：譲受人 河合西町○○○○ ○○○○、譲渡人 河合西町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 河合西町○○○○ ○○○○ 地目 田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転でございます。

譲受人は、当該農地の小作をしておられました。また、両者は姻戚関係にあり、売買の話はスムーズに進んだとのことでした。営農することについては、譲受人は、町内で飲食業を営んでいることから、米や野菜などを食材として使用するため作っておられるなど、熱心に農業に従事されておられます。また、トラクターやコンバインなどの大型農機も一式所有しておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

議長 以上、議案第81号 農地法第3条関係では、申請件数3件、うち許可件数3件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第82号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の3ページをお願いします。

議案第82号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年9月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、4ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第82号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

申請人:栗生町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 栗生町○○○○  
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、  
利用方法は、普通車1台、8tトラック1台、中型バス4台、大型バス7  
台、回転スペース分など露天駐車場(整備車両置場)となる予定です。第  
1種農地です。

所在地ですが、参考資料の、7ページ、8ページをご覧ください。県道  
三木宍粟線のJR加古川線栗生踏切を西に渡ったところにあります。申請  
人は○○○○(会社名)を営んでおられ、申請地は当該○○○○(会社名)  
の西側に隣接しています。○○○○(会社名)施設の拡張に伴う転用申請  
です。

よろしくご審議のほどお願いします。

- 議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
- 番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が雑種地と宅地、西側が田、南側が申請人  
本人の田、北側が道路となっております。  
従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意  
見書があれば良いかと思えます。
- 事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地  
改良区の意見書、ともに提出されております。
- 議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておりま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
- 番 ○番○○です。当該農地は、第1種農地とのことですが、農地転用は許可  
されるのでしょうか？
- 事務局 第1種農地の場合、基本的には農地転用は制限されます。しかしながら、  
例外的にできる場合があります。1つには、農業者の利益に資する施設、  
例えば農業用倉庫を建てる場合などの転用について認められます。それ以  
外にも何点か例外があります。その例外の一つが今回の申請にある既存施  
設の拡張になります。既存施設の拡張というのは、隣接する場所に既存施  
設があり、その既存施設の二分の一未満までの拡張であれば、第1種農地  
であっても認めるというルールです。今回はそのルールを適用しての申請  
であります。  
なお、当該農地は当初、農振農用地でありましたが、まず、農振農用地  
除外申請があり、除外された時点で第1種農地となり、当該ルールを適用  
して今回の転用申請に至ったものです。
- 議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか？  
(発言なし)
- 議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達  
することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定  
いたします。



○議長 以上、議案第82号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第83号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第83号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年9月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第83号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをご覧ください。

申請人:譲受人 広渡町○○○○ ○○○○並びに大阪市淀川区○○○○  
○○○○、譲渡人 大阪市浪速区○○○○ ○○○○、申請地 所在地 広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡の内○○○○  
㎡ 小作地、摘要として、営農型、一時転用、農振農用地内です。

太陽光発電設備、ソーラーパネルの支柱120本の一時転用について3年前に許可を受けたものの、更新申請です。当該パネルの下では、ブルーベリーを栽培されておられ、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が水路、西側が雑種地、南側が水路、北側が貸人の畑となっております。  
従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

- 事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。
- 議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)
- 議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。
- 議長 以上、議案第83号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

- 議長 次に議案第84号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。
- 事務局 (多鹿) 議案書の7ページをお願いします。  
議案第84号  
転用制限外農地の届出に対する受理について  
別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。  
令和4年9月21日提出  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生  
詳細は、8ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 議案、第84号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。  
該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地

調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料は、11ページ、12ページをご覧ください。

届出人 片山町○○○○ ○○○○、届出地 所在地 片山町○○○  
○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡のうち○○○○㎡ 自作地並  
びに片山町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡のうち○○  
○○㎡、以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、農業用倉庫  
としての利用。第2種農地です。

現地を確認しましたところ、現在、農業用倉庫が建っている場所に、  
既存施設をつぶし、新たに既存施設より広い農業用倉庫を建てたいとの  
ことで申請されたものです。なお、届出人は、農業にも熱心で、地元農  
会とも良好な関係であると聞いております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員さんから、詳しく説明があったとおりでございます。

相隣関係としましては、東側、南側が本人の田、西側が本人の田と水路、  
北側が本人の田と宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか  
と思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、と  
ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理するこ  
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定  
いたします。

○議長 以上、議案、第84号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(農用地利用集積計画の決定について (所有権移転))

○議長 次に議案第85号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書9ページをお願いします。

議案第85号

農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和4年9月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

10ページをお願いします。

市長部局より、令和4年9月2日付で、意見を求められています。

11ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、福住町〇〇〇〇 〇〇〇〇で、農地4筆、〇〇〇〇㎡を、売買により取得されます。

12ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、明石市藤江〇〇〇〇 〇〇〇〇さんでございます。

〇〇〇〇 (所有権の移転を受ける者) は、現在、経営耕地面積〇〇〇〇㎡の認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第85号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第 85 号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。  
報告事項 1 から 6 までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 13 ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。  
(証明期間 令和 4 年 8 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日)  
令和 4 年 9 月 21 日  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号 1 住所 久保木町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 農業用倉庫

(2) 耕作証明 番号 1 住所 鹿野町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 軽油免税申請

記載のとおり、証明書を交付した件数は、農家証明が 1 件、耕作証明が 3 件ですべて軽油免税申請、合計 4 件でございます。

引き続きまして 14 ページをご覧ください。

報告 2

下記のとおり農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和 4 年 8 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日)  
令和 4 年 9 月 21 日  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号 1 届出者 黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇 物件の表示 所在地  
黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇㎡ 摘要といたしまして、露天駐車場

令和 4 年 8 月 5 日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。  
以上の 1 件でございます。

引き続きまして 15 ページをご覧ください。

報告 3

下記のとおり農地法施行令第 10 条第 2 項の規定による届出を受理し

たので報告する。

(受理期間 令和4年8月1日～令和4年8月31日)

令和4年9月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 王子町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 黒川町  
〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 黒川町〇〇〇〇 地目 田  
面積〇〇〇〇㎡ 摘要といたしまして、一般住宅 所有権移転  
令和4年8月16日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、10条による届出は、合計2件 2筆 〇〇〇〇  
㎡でございます。

引き続きまして16ページをご覧ください。

#### 報告4

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定  
による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和4年8月1日～令和4年8月31日)

令和4年9月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 久保木町  
〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目は田 面積  
は、〇〇〇〇㎡

摘要 令和4年8月5日 利用権 使用貸借権 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、合計2件 2筆 2,589  
㎡でございます。

引き続きまして17ページをご覧ください。

#### 報告5

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの  
で報告する。

(受理期間 令和4年8月1日～令和4年8月31日)

令和4年9月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 相続人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇、被相続人 万  
勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡  
地目は田

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和4年8月4日受理  
農地法3条の届出はすべて相続による所有権の取得が3件で、合計5筆  
3,447㎡でございます。

引き続きまして18ページをご覧ください。

#### 報告6

下記のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届が提出されたので  
報告する。

（受理期間 令和4年8月1日～令和4年8月31日）

令和4年9月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 大阪市浪速区〇〇〇〇 〇〇〇〇、所在地 広渡町〇  
〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡ほか〇筆 地目は田 面  
積は合計〇〇〇〇㎡

理由・事業計画といたしまして、排水が悪いため、70cm程地上げをし  
て、水はけを良くしたい。施工期間は令和4年8月8日から令和4年9  
月30日までとなっております。

○議長 報告1から6について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

### 【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。  
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ  
いました。  
これをもちまして、第17回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名  
捺印する。

令和4年9月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 7 番

議事録署名委員 1 番